

第三者評価結果

A-1 支援の基本と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 支援の基本		
【A1】	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者の自己決定については尊重しています。職員は日常的に利用者の声を聞き、意向の確認をしています。個別支援計画作成時には居室担当者が利用者との面談をして、今後の生活についての意向や現在困っていること等を聞いています。</p> <p>施設はアクティブクラブ、絵画クラブ、手作りクラブ、カラオケ、地域ふれあい書道教室、華道教室、俳句会「繭」等のレクリエーションや各種教室を主催しています。これらの参加は自由ですが、参加することで利用者が施設での生活において、生きがいを見出して日常生活の活性化につなげ、社会性の向上や機能維持・向上が期待されます。施設内に理美容室があり、定期的に理美容師がきて、利用者の髪をカットしています。衣類に関しては夏は4000円、冬は6000円の支給があり、自分で買い物に行ったり、自施設に来る業者から買ったりしています。生活のルールについて利用者同士で話し合う機会はありません。</p>		
【A2】	A-1-(1)-② 利用者の自立・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の疾病も含めた身体状況、精神状況、生活習慣や好み等を理解し、何が課題なのかを理解したうえで、自律・自立に向けた個別支援計画をたてて支援をしています。利用者自身が出来ることは自身で行えるように見守り、支援が必要な時には迅速に支援しています。</p> <p>目標や目的をきめ、利用者に意欲を持って生活できるように支援しています。利用者によっては、行政や福祉サービスの利用ができるように支援しています。利用者が死亡した際は、関係機関や家族と連携し、適切に遺留品の管理を行い、手続き等を適切に進めています。葬祭を行う家族・親族がいない場合、実施機関の依頼により施設長が行う場合もあります。</p>		
【A3】	A-1-(1)-③ 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>聴覚障害や言語障害のある利用者とは筆談でコミュニケーションをとっています。外国籍等で日本語が得意でない利用者に対しては、その人の理解可能な言語に置き換えての説明をしたり、通訳の利用も行ったことがあります。現在は片言の日本語でも意思の疎通の出来る利用者ばかりです。</p> <p>意思表示が困難な利用者へは、過去の情報や日々の行動をもとに、くみ取れるよう、職員同士で情報共有して支援しています。利用者の状況によっては、タブレットを利用して視覚的に訴えたり、ホワイトボードを使用して分かりやすく説明したり、コミュニケーションが取れるように工夫しています。</p>		

【A4】	A-1-(1)-④ 利用者の自己決定を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日頃から、利用者から職員へ話ができるような雰囲気作りに努めています。毎日9時と19時には職員が巡回していますが、その時には、職員から利用者へ積極的に話をするように心掛けています。特に居室担当者は必要に応じ、利用者に話したいことがないか確認をしています。利用者の希望があれば、個別に何時でも話を聞ける体制を整えています。話をした内容についてはパソコンに入力して、職員間で情報共有をし、引継ぎやカンファレンスにおいて支援方針について検討しています。利用者の意思決定を尊重する支援としての相談等を適切に行い、個別支援計画に反映させています。</p>		
【A5】	A-1-(1)-⑤ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>個別支援計画に基づき、日中活動の多様化を図り、利用者の希望やニーズにより選択できるようにしています。施設内作業訓練としては、クリーニング作業所の設備があり、勤労意欲の助長を図ることを目的としています。作業は洗濯機・乾燥機の操作、アイロンがけ、包装作業、修繕、受付、事務、地域外交等が行われています。神奈川県社会福祉協議会より委託を受け、「福祉タイムズ」の発送先へのラベル付け、封筒詰め等、毎月約21000部の発送作業も行っています。また、医師の指示を受け、理学療法士の作成した個別プログラムに基づいて、機能回復訓練が毎日行われています。週に1回、運動療法士による運動療養は楽しみながら体力や筋力の維持向上を図っています。余暇活動として、コーラス、音楽鑑賞、手作り、絵画、スポーツ、園芸の各クラブ活動等があります。講師の指導による地域ふれあい書道教室、華道教室、盆踊り教室等、多彩に提供されています。さらに多様なニーズに応えられるようにしたいと考えています。</p>		
【A6】	A-1-(1)-⑥ 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者の居室や日中活動の場等は快適性と安心・安全に配慮されています。利用者の居室や食堂、浴室等は清潔・適温に配慮し、明るい雰囲気を保っていますが、トイレについては使用頻度も多く、残念ながら清潔さが常に保持されているとは言えない状況です。食堂では、より多くの利用者に食事について興味を持ってもらえるように標語や絵画のコンテストの募集を行い、受賞作品は食堂に展示しています。応募作品は浴室前にも展示し、明るい和やかな雰囲気を醸し出しています。二人部屋が多く、カーテンで個別の空間を作っていますが、光や音などが気になる利用者もいるようです。車いすや歩行器を使用する利用者が増えてきている中、建物の構造上、廊下の幅が狭く安全確保に配慮しています。利用者の希望で、夏場のエアコン使用時間を長くしています。</p>		
A-1-(2) 権利侵害の防止等		
【A7】	A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	c
<p><コメント></p> <p>施設の運営方針には、「当館は、障害の種類を問わず支援を要する方が共に生きる場として、利用者を地域で生活する市民として尊重し、その基本的人権と健康で文化的な生活を保障すると同時に、利用者の幸福の追及と人権擁護を図る姿勢を養い個人としての尊厳を保障し、その人らしい豊かな生活の支援を提供します。利用者の人権尊重を基本として利用者の多様なニーズを的確に汲みあげるとともに個人の発達の可能性を見出し、ノーマライゼーションの理念に基づき、明るく豊かな潤いのある『生活の場』を提供します。」と明記しています。新任職員の研修にも使われています。ただ、権利侵害については、職員へは十分に浸透されておらず、利用者へ具体的な内容・事例を収集・提示して説明は行われていませんが、利用者の権利侵害の防止策として投書箱を活用し、第三者委員に報告し、検討しています。</p>		

		第三者評価結果
A-2-(1) 日常的な生活支援		
【A8】	A-2-(1)-① 利用者の障害・疾病等の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は研修に参加したり、また、日々の業務によって専門知識の習得や支援の向上を図っています。利用者の障害等による行動などを正しく把握し、カンファレンス等において職員間で支援方法の検討や共有をしています。</p> <p>利用者の不適応行動(施設内でのルール違反)などの行動障害には、状況に応じ個別的に適切な対応をしています。行動障害など個別的な配慮が必要な利用者には支援記録等に基づいて、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行って、出来るだけ個別支援を目指しています。利用者個々の障害・疾病等の状況に応じた支援を行っています。</p>		
【A9】	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じた日常的な生活支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個人を尊重しその能力に応じて支援する「個別支援」を基本的な考えとしています。利用者はそれぞれ置かれている状況(それまでの生活環境、疾病、家族関係など)が異なり固有の価値観を形成しています。ゆえに、利用者一人一人にあった個別の福祉サービスを提供するために個別支援計画を作成して日常的な生活支援を行っています。</p> <p>利用者の心身の状況に応じて入浴支援を行って、入浴できない時は清拭を行い、身体を清潔に保っています。入浴での介助を行う際には利用者と介護者双方の安全確保が最優先されますが、利用者は衣類を身に着けていないため、わずかなミスが大きな事故につながりやすく、介助する場合は細心の注意を払っています。排泄介助についても、利用者の意思を尊重し、出来ない部分についてのみ援助し、利用者が安心できるように安定した援助方法で行うように心掛けています。快適で清潔な排泄環境を提供するようにしています。</p>		
【A10】	A-2-(1)-③ 利用者の嗜好や心身の状況にあわせて食生活を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>食事については、年に1回食事アンケートを取っています。また、利用者が自由に記入できる給食ノートで随時意見を募っています。ご飯の炊き方やおかずの味付け、全体量、温度、かたさについてや美味しかった料理、美味しくなかった料理、今後提供してほしいメニューについても聞いています。また、現在の食欲についてや食事は楽しいか、食事の音楽についても聞き、分析をしています。昨年の食事アンケートの結果として、全体量が少ないと答えた方には主食大盛り対応することで、食事量が「少ない」という意見が改善でき、間食も減少するとしています。逆に食事量が多いと答えた方には主食小盛りを新たに作ることで、より個人に見合った食事提供が可能になるとしています。</p> <p>月に1回、主菜を2種類用意して選べる選択食も提供しています。利用者の身体状況に応じて、刻み、ミキサー食など食べやすいように支援しています。また、季節の行事食の提供や各利用者の誕生日には、店屋物を取ったり、ケーキでお祝いをしています。</p>		

A-2-(2) 機能訓練・生活訓練		
【A11】	A-2-(2)-① 利用者の心身の状況に応じた生活訓練や機能訓練を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の心身の状況に応じて掃除・洗濯などの生活訓練や機能回復訓練を行っています。声掛けをし主体的に行えるようにしています。機能回復訓練は、主に疾病による障害の回復が目的ですが、高齢による機能低下の予防も重要と考えています。</p> <p>機能回復訓練の利用については、担当医師が訓練を必要と認め参加意思のある利用者が対象となります。担当医師からの「指示書」に基づき理学療法士が訓練の方針・内容を作成し実施、評価を行っています。日常の訓練については理学療法士から指導を受けた職員が行い、理学療法士にその実施状況をフィードバックしています。現状としては、施設での機能回復訓練は残存機能の維持、およびADL(日常生活動作)の低下予防となっています。また、週に1回運動療法実践指導者の指導のもと音楽やリズムに合わせながら体を動かす運動療法も行われています。楽しみながら体を動かし、体力や筋力の維持向上を目的としています。</p>		
A-2-(3) 健康管理・医療的な支援		
【A12】	A-2-(3)-① 利用者の健康管理の支援と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者の中で必要な方には、毎月体重・BMI・血圧測定を行っています。利用者の中には、体調の不調を訴えることが出来ない、訴えない、または自覚症状を感じない利用者もいるため、看護師は他職員と連携を密にして利用者の身体状況・精神状況を把握し必要に応じて医療機関へ連絡し受診へとつなげています。</p> <p>全利用者中、98%が何らかの疾病のため通院し、ほとんどが慢性的に経過しています。医療機関・担当医・他セクションと連携を図りながら疾病の治療・回復または病状の安定のための援助を行っています。利用者は食後、別の部屋に移動して一人ずつ看護師の前で薬を飲んでいきます。薬の飲み残しが無いように服薬管理をしています。内科医が週2日、精神科医が月2日施設内で診療しています。また、歯科の往診が月2日、歯科医や歯科衛生士による口腔ケアは毎週1回行っています。健康管理について職員は外部研修を受けていますが、さらに取り組みたいと考えています。</p>		
【A13】	A-2-(3)-② 医療的な支援が適切な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>施設の医務室は「岡野福祉会館 診療所」として昭和30年に保険医療機関の指定を受け施設内限定診療の認可を受けています。受診対象者は原則として身体的に外出が困難か、または自覚症状や現在の病状を的確に医師に報告することが困難な利用者を対象としています。</p> <p>診療体制は内科が週2日、精神科が月2日となっています。採血・心電図のスクリーニングを各科年2回行い、糖尿病患者の採血(血糖値、HbA1C)、希望者へのインフルエンザ予防接種をしています。毎週1回の口腔ケアも行われています。看護師が化膿や湿疹、切り傷、褥瘡、水虫、ウオノメの処置を行い、感染性疾患の早期発見及び予防対策を講じています。</p> <p>また、利用者に服薬を習慣づけ、服薬の重要性を理解できるような指導も必要と考えています。現在、服薬管理の状況は100名以上の方が対象です。医療に関する職員研修は十分とはいえず、さらに取り組みたいとしています。</p>		

A-3 自立支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 社会参加の支援		
【A14】	A-3-(1)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加のための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者の社会参加に対する希望と意向を把握しています。通院している病院のデイケアや就労継続支援B型、地域活動支援センターへ通っている利用者の支援をしています。施設内作業訓練としてはクリーニング作業訓練がありますが、近隣住民からの一般受付業務をこなし、近隣病院や会社への外交も利用者が行っています。</p> <p>毎月1回、町内会主催の地域清掃(さわやか清掃)にも利用者が参加しています。過去には利用者のクリーニング師の資格取得を支援し、資格取得後に就労に結びついた事例もあります。社会参加が必要と思われる利用者には職員から情報提供や関係機関との連絡調整などをして働きかけています。利用者の社会参加への意欲を高めるための取り組みをさらに工夫したい、と考えています。</p>		
A-3-(2) 就労支援		
【A15】	A-3-(2)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者一人一人の働く力や意欲を引き出すような取り組みを行っています。継続的な作業訓練への参加により、社会性、就労意欲の助長を図ると共に、規則正しい生活リズムを整えることで心身の健康の維持・促進を図ります。また、作業手当を支給することで、就労意欲の向上や達成感も期待され、自立支援につなげています。</p> <p>クリーニング作業の訓練に昨年は17名が参加し、作業は洗濯機・乾燥機の操作・アイロン掛け、包装作業・修繕・事務・地域外交など和やかな雰囲気の中で行われ、各自の担当箇所を全員が協力して取り組んでいます。県社協発刊「福祉タイムズ」の発送作業にも17名が参加しています。浴室清掃作業、食堂清掃作業、地域清掃作業、配膳作業、廃品回収作業等の施設内作業訓練には25名が参加しています。</p> <p>利用者の意向や障害の状況に合わせて、働くために必要なマナーや知識、技術の習得、能力の向上の支援をしています。対象者は限られますが、一般就労にもつながるよう、さらなる工夫に取り組むたいとしています。</p>		
A-3-(3) 家族等との連携・支援		
【A16】	A-3-(3)-① 利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者の家族との連携については、個々の差があるためにその都度利用者と家族との関係を確認しながら個別に対応しています。利用者の生活状況等については定期的ではなく、必要に応じて家族に報告をしています。</p> <p>利用者の入院やトラブルなどが発生した時には、家族と協力して対応しています。家族からの相談には応じ、一緒に考え、必要に応じて助言をしています。家族からの意向や要望(外出や面会、支援の要望等)については、可能な限り対応を行っています。利用者の外泊に関しては、薬の管理や外泊するための交通手段の調整等の利用者への支援を行っています。</p>		

A-3-(4) 地域生活への移行と地域生活の支援	
【A17】	A-3-(4)-① 利用者の希望と尊重を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。
a	
<p><コメント></p> <p>利用者の希望と意向を把握し、デイケアや地域活動支援センターなどの社会資源に関する情報や学習・体験の機会を提供しています。利用者の社会生活力と地域生活への移行や地域生活の意識を高める支援として居宅生活訓練事業を実施しています。</p> <p>居宅生活訓練事業は自立退所を希望する利用者が円滑に地域での居宅生活に移行し、退所した後も安定した自立生活を継続できるようにすることを目的としており、居宅生活に近い環境で実体験的に①日常生活訓練②社会生活訓練③その他、居宅生活に必要な訓練④地域生活への移行調整を行います。</p> <p>施設内に1Kの社会復帰訓練室を設け、事前訓練として日常生活の訓練を行い、その後、訓練対象者が施設に在籍したまま、施設外のアパートで訓練を行います。訓練期間も必要に応じ最長2年間あり、施設機能を活用できる訓練である為、幅広いニーズに個々のペースで対応することが可能です。</p>	

A-4 地域の生活困窮者支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 地域の生活困窮者等の支援		
【A18】	A-4-(1)-① 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>地域の生活困窮者等の支援については神奈川県社会福祉協議会が事務局となっている「かながわライフサポート事業」通称「生活SOS」に参画しています。地域の関係機関や他の福祉施設・事業所と情報交換して、救護施設の専門性や支援ノウハウを共有しています。</p> <p>施設は令和2年度の事業計画として5つの重点目標を掲げていますが、そのうちの1つが生活困窮者の支援です。救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針(第三次行動指針)の推進をあげています。「かながわライフサポート事業」等により地域ネットワーク機能との連携を深め、西区地域保健計画の参画に協力する、と明記し活動しています。今後はさらにニーズを掘り起こし、支援のスキルを高めて施設の専門性を生かした地域への貢献をすすめたいとしています。</p>		